

消費生活ニュース

2月号

令和4年
(2022)

編集・発行 国立市生活環境部まちの振興課・国立市消費生活センター ☎ 042-576-2111(内線191) FAX 042-576-0264

4月1日
から

成年年齢が18歳に引き下げられます

18,19歳も
成人!

民法改正により、令和4年4月1日時点から成年年齢が引き下げられます。その時点で18歳、19歳に達している皆さんはその日から成人とみなされ、例えば以下のようなことが単独でできるようになります。

- ・クレジットカードをつくる
- ・ローンを組む



- ・一人暮らしの部屋の契約をする
- ・雇用契約をする



成年になると、親などの同意なく様々な契約を結ぶことができるようになります。その一方、未成年者取消権がなくなるなど、未成年としての保護対象から外れることとなります。つまり、**自分で結んだ契約に対して責任を負うのも「自分自身」**になるのです。



若者からの消費者相談例



インターネットで検索した副業サイトで、「SNSで商品の紹介をしたら1日1万円もらえる」とあったので、「解約を行わない」という項目にチェックを入れたうえで、2万円を払い登録した。しかし、指示通りにやってみたらうまくできず、解約したいができない。

⇒事前の合意により解約が難しくなる場合があります。**申し込みも「契約」**です。条件をしっかりと確認し、慎重に行いましょう。

店舗で40回のエステ契約をし、30万円のローン(支払期間3年間)を組んだ。その際、渡された契約書面を捨ててしまっ手元がない。その後収入が減り、エステも3回しか利用しておらず、解約したいが、解約期間は過ぎているといわれ解約できない。

⇒**契約書面は契約条件を確認する際に必要**です。必ず取っておくようにしましょう。**長期や高額**の契約をする際は条件等を特に慎重に確認し、「**本当に必要か**」判断したうえで行いましょう。

「送り付け商法」の規制が強化されました

一方的に送り付けられた商品は直ちに処分できます

特定商取引法の改正により、注文していない不審な商品が一方的に送り付けられた場合は、代金を支払わず、直ちに処分することができるようになりました。

注意

「不審な商品が送り付けられたと思ったら、親戚からの贈り物だった」といったケースも多く見られます。覚えのない配達があったら受け取りをいったん「保留」にして持ち帰ってもらい、親戚や知人からの贈り物ではないかどうか確認したうえで「受け取る」「受け取らない」を判断しましょう。



国立市消費生活センターのご案内

商品の購入やサービスを受けた時などのトラブルについてお気軽にご相談ください。

- ◆ 場 所：国立市役所1階21番 まちの振興課内
- ◆ 時 間：月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く)
10:00～12:00、13:00～16:00
- ◆ 相談方法：原則電話
- ◆ 相談費用：無料

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則お電話でのご相談にご協力をお願いいたします。



土日祝日は
消費者ホットライン
(いやや)
局番なし **188** に
10:00～16:00

☎ **042-576-3201** (直通)

「火災保険を使って」の誘い文句に注意!

住宅修理に関するトラブル急増中!!

内容

急に訪問してきた住宅修理業者に、「あなたのご自宅の屋根瓦が壊れています。火災保険を使って修理すれば無料ですので、すぐに修理しましょう」と言われ、その場で契約をしたが、火災保険の保険金がおりにくことはなく、50万円の修理費を自己負担しなければならなくなった。



屋根瓦が壊れているよ。
早く修理しないと大変だよ。
火災保険を使えば無料で修理できるよ。



保険金はありません。
自己負担となります。



- ここ数年急増しているトラブルです。「すぐに直さないと大変なことになる」等と契約を迫られてもその場で契約しないようにしましょう。また、住宅を修理する際には複数の業者から見積を取るなど、慎重に判断しましょう。
- もし契約してしまった場合でも、契約書面を受け取ってから8日以内（訪問販売・電話勧誘販売の場合）であれば、原則「クーリング・オフ」が適用され、無条件で契約を解除できます（詳細は以下のとおり）。

参考：(一社)日本損害保険協会ホームページ「住宅の修理などに関するトラブルにご注意」

クーリング・オフ制度ってなんだろう?



クーリング・オフとは訪問販売や電話勧誘販売など特定の取引において、一定期間であれば無条件で申込の撤回や、契約の解除ができる制度のことです。電話や訪問等で強引な勧誘に遭い、冷静な判断ができないまま契約してしまった場合などに使用することができます。

通信販売で購入した場合や、自分でお店に行って購入した場合などでは原則クーリング・オフは適用されませんので、ご注意ください。

クーリング・オフの手続き方法

契約書を受け取ってから(受け取った日を含めて)8日以内(訪問販売・電話勧誘販売の場合)に、右の記載例にならってはがきを書き、契約相手先に送付してください。

- ※送る前にハガキの両面をコピーしておきましょう。
- ※クレジットカードで支払っている場合は、クレジット会社にもハガキを送ってください。
- ※はがきは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送りましょう(送った記録を残すため)。
- ※クーリング・オフの効力はハガキを発送した時点で発生します。

一ハガキの記載例一

通知書
次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社〇〇 ××営業所
 担当者 △△ △△

支払った代金〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

令和×年×月×日
 住所 東京都国立市富士見台2丁目47番地の1
 氏名 国立 太郎



参考：東京都作成「東京暮らしWEB」より、「基礎知識「クーリング・オフ」」